

講座欠席者・遅刻者への対応(案)

【現行】

- 受講修了要件を満たせない。受講修了証の付与がなされない。
 - ・協議会において定められた育成講座を全て受講していることが修了の要件。
(ふくしまME育成講座 修了・認定要綱 3)
- 認定要件を確認するための「認定試験」を受験出来ない。
 - ・**受講修了要件を満たした者のうち**、「認定試験」において一定基準以上の成果を収めることを要件とする。
(ふくしまME育成講座修了・認定要綱 4)
 - ・レポート課題等の未提出が一部でもあった場合や、遅刻、欠席が一部でもあった場合には、**原則として受講修了証は交付されず、認定試験を受けることができません**。(ふくしまME基礎コース募集要領 7(1))
⇒このため、次回のME基礎コース開催時に、**全ての講座を受講し直す必要がある**。

【他県MEコースの救済措置の状況】

- 岐阜ME及び長崎道守は、やむを得ない理由による欠席者に限り補習等を実施している。

【対応(案)】

<欠席>

- やむを得ない(不可避)理由**による欠席であるかを審査委員会に諮り決定する。
- やむを得ない理由と判断された場合の対応案。
 - 次回のME基礎コース開催時に、未受講の講座のみ受講してもらう。(※受講料は無料)
 - 受講を確認し、「受講終了証」を付与する。
 - 併せて、「認定試験」の受験を可能とする。
- 欠席日数の範囲
 - 講座が1週間間隔で実施されていることを考慮し、2日以内とする。

<遅刻>

- やむを得ない(不可避)理由**による遅刻であるかを審査委員会に諮り決定する。
- やむを得ない理由と判断された場合の対応案。
 - 次回のME基礎コース開催時に、未受講の講座のみ受講してもらう。(※受講料は無料)
 - 受講を確認し、「受講終了証」を付与する。
 - 併せて、「認定試験」の受験を可能とする。

※やむを得ない理由の例(所属の長からの欠席・遅刻届けまたは遅延証明書、診断書等の提出を必須とする)

- 大雪、事故等による公共交通機関の乱れ。
- 不慮の事故。(交通事故、怪我)
- 病気による入院。(突発的に発症したもの)
- 流行性の感染症。(感染症法の対象となる感染症)
- 3親等以内の忌引き。
- その他やむを得ないと審査委員会が判断した場合。